

地域環境に配慮したマンション建設を推進する住宅対策についての陳情

■陳情項目

1. 中高層住宅建設において地域環境の悪化を引き起こすワンルームマンション対策として、ワンルームタイプの住戸計画戸数の比率の3分の2を3分の1などに低下させ、1戸当たりの住戸専用面積の最低基準の25㎡を40㎡に拡大するなど「台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の改定を早急に検討していただきたい。
2. 中高層住宅建築物の「台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づいて開催される説明会での約定（覚書、協定等）が実行されるよう、実行しない場合のペナルティ対策を早急に検討していただきたい。

■陳情趣旨

「台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に沿った地域住民説明会の開催は話し合いの場をつくるということで、特にワンルームが過半数を占める住戸の案件については、地域住民の不安を払拭した説明会が区内では殆どないという現状であり、ワンルームマンション計画への抜本的な解決を図る取り組みが迫られていると認識しています。

ワンルームはこれまで建設されてきたワンルーム住戸や中高層建築物に該当しない低層集合住宅では取り入れられているところで、台東区にこれ以上の多くのワンルームは必要なく、ファミリー世帯住宅の誘導が図られるよう住宅政策をシフトする時期と考えます。

また、松葉小学校に隣接する—————のワンルームマンションの建築計画の説明会の中で覚書等の約定をつくるどころまでにはいったものの、その内容を無視する建築物として竣工し、改善に応じない姿勢となり、違反に対するペナルティがないことの問題点がここでも浮き彫りになり、地域住民は落胆しています。

約定を守れない企業へのペナルティ対策に早急に取り組んでいただきたく前項と共に陳情いたします。早急な解決に向けた取り組みに期待しております。

平成28年6月1日

台東区議会議長

太田雅久 殿